

# 新しく食品営業許可申請される方へ (移動営業車 相談記録簿)

申請書類の提出	
保健所の検査日	予約をして頂き原則として申請時に車を持ち込み
標準処理期間	10日間(申請から許可までの期間)

- ・スムーズな手続きができるように、新車、既存の車に関わらず、設備基準等について、計画段階で必ず保健所に相談してください。
- ・申請時に、アカウント(電子メールアドレス)とパスワード(英文字または数字8文字以上)の登録が必要です。事前にご準備をお願いいたします。

※ 令和3年6月より、食品衛生申請等システムからオンライン申請ができるようになりました。

### 【食品衛生申請等システム】

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



(オンライン申請の場合も、申請料のお支払いは、窓口でお願いします。)

段階	手続き事務	確認
1 計画	平面図を用意して、施設基準について保健所に相談	
2 整備	申請書類・検便容器等の準備	
3 整備終了 申請準備	検便(従事者全員)の実施 水質検査の実施(井戸水等使用の場合) 衛生物資(湿温度計等)の準備	
4 申請 (申請書類 の作成)	① 食品営業許可申請書(設備の概要、施設平面図(平面図、側面図))	
	② 登記事項証明書(法人の場合)	
	③ 水質検査実施証明書(井戸水等使用の場合)	
	④ 下処理施設、営業車の保管場所及び連絡先(添付:様式第1号)	
	⑤ 自動車検査証(車検証)	
	⑥ 食品衛生責任者の資格証コピー(調理師等の資格がある場合)	
申請業種	飲食店営業、魚介類販売業	

\*不明な点、わからないことは、下記にお問い合わせください。

◎この書類は、次回来所する際に必ずお持ちください。

松本市保健所 食品・生活衛生課	電話 0263-40-0705	FAX 0263-40-0811
松本食品衛生協会	電話 0263-47-7850	